

平成27年1月23日

国民健康保険中央会介護保険課より提供

難病法公費に係る介護給付費請求明細書の記載方法等について

平成27年1月施行の難病法公費に係る介護給付費請求明細書の記載方法等について、国民健康保険中央会において別紙のとおりQ&Aとして要点を取り纏め、今般厚生労働省へ内容の確認を行ったところ、別紙の取り扱いで問題ないとの回答がありましたので、ご連絡いたします。

《確認した内容》

- ・給付対象サービスについて
- ・自己負担上限額について
- ・自己負担額の徴収について
- ・介護給付費請求明細書の記載方法について
- ・自己負担上限額管理票における端数整理について
- ・難病法公費にかかるQ&A（介護）

(対象サービス)

Q1：難病法公費の給付対象となるサービスについて。

A1：訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、介護療養施設サービス（食費・居住費は給付対象外）

(自己負担上限額)

Q2：自己負担上限額とは、どのようなものか。

A2：自己負担上限額は、所得や治療状況に応じて設定された月あたり負担上限額のことであり、入院・入院外を問わず、複数の指定医療機関（薬局、訪問看護ステーション等を含む。）で支払われたすべての自己負担額を合算する。

(注) 病院、診療所における受療以外に、薬局での保険調剤、医療保険における訪問看護ステーションが行う訪問看護及び介護保険における訪問看護等が含まれる。

Q3：自己負担上限額はどこに記載されているのか。

A3：都道府県より発行された「医療受給者証」及び「自己負担上限額管理票」の月額自己負担上限額欄に記載されている。

(自己負担額の徴収)

Q4：自己負担額（本人負担額）として徴収すべき金額について。

A4：介護保険における利用者負担割合の範囲内において、他機関を含めた月間の自己負担徴収額の累積が自己負担上限額に満つるまで徴収する。

(介護給付費請求明細書の記載方法)

Q5：介護給付費請求明細書の記載方法について

A5：記載方法は以下のパターンが想定される。

(例 1) 自己負担上限額が10,000 円の利用者で、他機関を含めたそれまでの徴収済額の累積が9,000 円の場合で、当該介護事業所の利用者負担額（1割）が500 円の場合→500 円を徴収し、自己負担上限額管理票に今回の自己負担額を500 円と記載する。

この場合、介護報酬の請求において公費請求額は発生しないが、公費分本人負担額（500 円）は発生するので、記載要領に従い、公費に係る情報（負担者番号、受給者番号、公費給付率、公費対象単位数等）を記載し、公費請求額0 円、公費分本人負担額500 円として請求する。

（例 2） 自己負担上限額が10,000 円の利用者が、他機関を含めたそれまでの徴収済額の累積が9,700 円の場合で、当該介護事業所の利用者負担額（1割）が500 円の場合→300 円を徴収し、自己負担上限額管理票に今回の自己負担額を300 円と記載する。この場合、介護報酬の請求において公費請求額200 円が発生するので、公費に係る情報（負担者番号、受給者番号、公費給付率、公費対象単位数等）を記載し、公費請求額200 円、公費分本人負担額300 円として請求する。

（自己負担上限額管理票における端数整理）

Q6：徴収した自己負担額に10 円未満の端数がある場合の取扱いについて。

A6：徴収した自己負担額に10 円未満の端数がある場合、自己負担上限額管理票においては四捨五入した額を自己負担額の欄に記載する。

（例） 自己負担額として 505 円を徴収した場合、自己負担上限額管理票の自己負担額欄には、四捨五入した金額（510 円）を記載することとし、介護給付費請求明細書においては、記載要領に従い計算された金額（505 円）を自己負担額（公費分本人負担額）として記載する。

《参考資料》は厚生労働省HPより確認願います。

Q2：○平成 26 年12 月24 日厚生労働省老健局介護保険計画課長老人保健課長、老介発1224 第2 号老介発第1 号「介護給付費請求書等の記載要領について等の一部改正について」別表2

○平成26 年12 月26 日厚生労働省老健局介護保険計画課振興課 老人保健課事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」IV-資料11「サービス種類と適用可能公費の関係」

Q3～7：○平成 26 年12 月22 日厚生労働省健康局疾病対策課事務連絡「特定医療費に係る自己負担上限額管理票等の記載方法について」